

第 17 回 日本国憲法の生成と展開

今回は、わが国の憲法が、どのように作られ、これまでどのように発展してきたか、そして、これからどのように展開していくのかについて、考えてみましょう。

これまでの講義のまとめに代えて、日本国憲法をめぐる歴史を振り返り、将来を展望することとします。

1. 日本国憲法の成立——明治憲法から日本国憲法へ

- ・ 明治憲法（大日本帝国憲法）は、一定の権利や自由を保障する規定を設けていたものの（第 2 章）、それは、天皇の臣下としての臣民の権利として、法律により容易に制限できるものにすぎず、また、権力分立制も採用していたものの（5 条、55 条、57 条）、議会・各国务大臣・裁判所は、統治権の総攬者である天皇（4 条）の大権を翼賛する機関にすぎなかった（しかも、統帥権（11 条）が独立し、内閣や議会はこれに関与することはできなかった）。
- ・ 1945（昭和 20）年 8 月 14 日、わが国は、ポツダム宣言を受諾し、民主的な国家の形成が求められるようになった。10 月 11 日、連合軍総司令部を訪問した幣原喜重郎内閣総理大臣は、最高司令官マッカーサーから、明治憲法を自由主義化する必要があるとの示唆を受け、25 日、松本烝治国務大臣を長とする憲法問題調査委員会を発足させた。
- ・ 松本案は、1946 年 2 月 8 日に総司令部に提出されることになるが、それに先立つ 2 月 1 日に、毎日新聞によりスクープされた。その後、マッカーサーは、天皇の地位、戦争の放棄、封建制度の廃止などに関するマッカーサー・ノートを示し、それに基づき、総司令部で憲法改正案を作成することにした。マッカーサー草案は、13 日の会談で日本側に提示され、それに基づき、政府は、4 月 17 日、憲法改正案を作成した。
- ・ 憲法改正案は、明治憲法 73 条の手續に従い、6 月 20 日に帝国議会に提出され、衆議院・貴族院でそれぞれ修正議決され、枢密院での審議を経て、11 月 3 日に公布された。そして、1947 年 5 月 3 日に、施行された。

2. 戦後政治と日本国憲法——安全保障を通じて考える

- ・ マッカーサー・ノートにおける戦争放棄とは、自衛戦争も含めた戦争の放棄を意味するものであったが、その後、総司令部民政局によって、自衛戦争を許容する趣旨に直され、衆議院の委員会審議で、9条2項の冒頭に「前項の目的を達するため」という文言が加えられた（後に、芦田均衆院憲法改正特別委員会委員長は、この修正は、自衛戦争とそ
のための軍備を許容する趣旨であると説明している）。
- ・ 朝鮮戦争が勃発した1950（昭和25）年8月、警察予備隊が発足し、1952年8月に保安隊に、さらに1954年7月に自衛隊に改組された。自衛隊は、1992（平成4）年6月に制定されたPKO協力法¹に基づき、国際連合の平和維持活動を海外で展開し（ただし、平和維持軍へは参加しない）、また、1999（平成11）年5月に制定された周辺事態法²により、わが国の領土・領海外の極東で、わが国の防衛とは直接関係しない米国の軍事行動にも協力することになっている。なお、2001年のアフガン戦争と2003年のイラク戦争の際には、国連決議を踏まえての国際協力という形で、テロ対策特別措置法（2001（平成13）年制定）³とイラク支援特別措置法（2003（平成15）年制定）⁴に基づき、自衛隊を海外に派遣した。
- ・ 1951（昭和26）年9月8日、対日講和条約が締結され、同日、日米安全保障条約⁵が締結された。その後、1960（昭和35）年に改定された安全保障条約⁶は、わが国への武力攻撃があった場合、日米両国が共同対処を行うこと（5条）や、わが国の安全及び極東における国際の平和と安全のため、米軍がわが国における施設・区域の使用を認めること（6条）などを規定する。

¹ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律

² 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

³ 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法

⁴ イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

⁵ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

⁶ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

- ・ 1955（昭和 30）年、自由民主党と日本社会党が発足し、それ以降、自民党が単独で政権を掌握し、一方、社会党は国会の 3 分の 1 の議席を確保しようとした。1993（平成 3）年、自民党内の分裂により、非自民連立政権が発足し、いわゆる 55 年体制は実質的に崩壊した。しかし、連立から社会党が離脱し、翌年 6 月、自・社・さ連立政権が発足した（「さ」は、「新党さきがけ」という政党のことである）。社会党の委員長であった村山富市内閣総理大臣は、自衛隊を合憲と判断し、自衛隊の PKO 派遣を認めた。その後、政権は、自民単独、自・自、自・自・公、自・公・保、自・公と続く。社会党は、社会民主党と改称し、支持者・団体と所属議員の多くは民主党に移った。

3. 日本国憲法の行方

- ・ 1957（昭和 32）年 7 月、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議するため、内閣に憲法調査会が設置された。当時の最大野党であった社会党は、憲法調査会の設置に反対し、調査会への参加も拒絶した。そして、内閣の憲法調査会は、1964（昭和 39）年 7 月、報告書をまとめ、内閣に（内閣を通じて国会に対しても）提出した。
- ・ 2000（平成 11）年 1 月、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、国会の各議院に憲法調査会が設置された。最大野党の民主党は、憲法調査会の設置に賛成したが、社民党と共産党は、設置に反対した（設置に反対した政党も、調査会へは参加した）。そして、各議院の調査会は、2005（平成 17）年 4 月、報告書をまとめ、各議院の議長に提出した。
- ・ 日本国憲法 96 条は、憲法改正のための手続を法律で定めることを規定しているが、憲法制定後、暫時、その手続法は制定されなかった。しかし、2007（平成 19）年 5 月、憲法改正国民投票法⁷が制定された。与党である自民党と公明党が法案を提出後、野党である民主党も対案⁸を示し、政策の調整が図られていたが、最終的に民主党が調整から離脱し、両案を併合する与党提出の修正案が、法律として成立した（法案に対して、民主党、共産党、社民党などの野党は反対した）。

⁷ 日本国憲法の改正手続に関する法律

⁸ 日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案

 **基本問題**（各回の講義で学んだことを確認するための問題）

問 17-1 わが国の安全保障の現状と課題について論ぜよ。

問 17-2 日本国憲法 96 条といわゆる国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）の規定を読んだうえで、日本国憲法の改正手続について説明せよ。

 **応用問題**（各回の講義で学んだことを応用するための問題）

問 17-3 憲法改正権の限界について論ぜよ。

問 17-4 憲法改正以外に、国政における重要な問題に係る案件について、国民の賛否を問う投票を行う制度を設けることの当否について論ぜよ。

以上で、憲法の講義を終えます。期末試験まで時間がありますので、これまで学んだことをきちんと整理して、試験では、半年間の学習の成果を発揮してください。